

## 【研究ノート】

## 刑法における性犯罪処罰規定の改正に関する議論について

— 強姦性交等罪（強姦罪）の成立要件を中心に —

西山 智之

日本大学法学部准教授

(報告当時は、日本大学法学部専任講師)

1. 本報告<sup>1</sup>の背景

性犯罪（特に強姦性交等）は、犯罪の中でも被害者に対して一生にわたる傷を残すなど、深刻な被害をもたらす犯罪である<sup>2</sup>。性犯罪に対しては、我が国では特に刑事法の分野において十分な対応がされてこなかったことについて指摘がなされていたが、今世紀に入ってから少しずつ性犯罪に対する処罰規定が再検討・改正されてきている<sup>3</sup>。

こうした中、平成29（2017）年に強姦罪の処罰対象の拡大や法定刑の引き上げなど性犯罪処罰規定の大きな改正がなされたが、引き続き議論や検討を求める声も多く出されていた<sup>4</sup>。特に、強姦罪・強姦性交等罪の両方の時代において、その構成要件である暴行・脅迫の要件を緩和すべきであるという意見が多数出されていた<sup>5</sup>。そこで、令和3（2021）年10月から令和5（2023）年2月までの法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において（表1）のような内容が議論された<sup>6</sup>。

本報告では、その中でも最も重要な論点の一つである強姦罪・強姦性交等罪における暴行・脅迫の要件について、性犯罪処罰規定の歴史的変遷と共に見ていき、性犯罪処罰規定の在り方についての検討を行いたい。

表1

## 2. 法制審議会での議論された内容

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会〔令和3（2021）年10月～令和5（2023）年2月〕では、以下の内容が議論された。

- 「相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備」
- 「性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備」
- 「相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に削除できるようにするための実体法及び手続法の整備」

<sup>1</sup> 本稿は、2023年4月22日（土）に日本市民安全学会の研修会にて「刑法における性犯罪処罰規定の改正に関する議論について — 強姦性交等罪（強姦罪）の成立要件を中心に —」というテーマで報告した内容を編集しまとめたものです。なお、紙幅の都合上、一部省略した議論があります。

同報告は、日本セーフティプロモーション学会が発行する「セーフティプロモーション学会誌第16巻1号」（2023年4月発行）に筆者が投稿した論文「性犯罪処罰規定の見直しの経緯とその議論 — 暴行・脅迫の要件を中心に —」の内容を編集した上で報告を行いました。そのため、本稿の内容は上記論文の内容をまとめ若干の加筆をしたものとなっています。

<sup>2</sup> マシュー・ラクトロン（四方光＝黒川浩一 編集）「I 公共の安全～性犯罪者に対する英国の法的対応～（PROTECTING THE PUBLIC: The legislative response to sexual offending in the United Kingdom）」警察政策研究第10号161頁（警察政策研究センター、2007年）など。

<sup>3</sup> 井田良「性犯罪処罰規定の改正についての覚書」慶應法学第31号43-44頁（慶應義塾大学大学院法務研究科、2015年）など。

<sup>4</sup> 内田亜也子「被害の実態に即した性犯罪施策の課題（1） — 平成29年刑法改正法に関する国会議論 —」立法と調査424号7-17頁（参議院常任委員会調査室・特別調査室、2020年）。

<sup>5</sup> 嘉門優＝樋口亮介「性犯罪をめぐる議論状況」刑事法ジャーナル第69号5頁（成文堂、2021年）。

<sup>6</sup> 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「第1回会議 議事録」5-6頁〔吉田幹事発言〕（2021年10月27日）<https://www.moj.go.jp/content/001359871.pdf>（2024年1月4日最終閲覧）。

2. 性犯罪処罰規定の歴史<sup>7</sup>

我が国の（西洋型）近代刑法は、明治13（1880）年に制定された旧刑法が最初のものでされているが<sup>8</sup>、旧刑法には様々な批判もあり、明治政府は新しい刑法（現行刑法）を明治40（1907）年に制定した<sup>9</sup>。現行刑法が制定された明治40年の強制わいせつ罪（第176条）及び強姦罪（第177条）の条文は、（表2）及び（表3）のように定められていた。

その後、性犯罪処罰規定はほぼ改正されることなく21世紀を迎え、平成16（2004）年に法定刑が引き上げられると共に集団強姦罪が創設されたものの、明治40年に現行刑法が制定されたときと条文の形がほとんど変わっていない状態であった<sup>10</sup>。

性犯罪処罰規定が大きく変わったとされたのは、平成29（2017）年の刑法改正の際である。このときに「強姦罪」は「強制性交等罪」と名称が改められ、また強姦罪では男性性器を女性性器に挿入する（性器）性交だけが対象であったが、強制性交等罪では男性器を肛門に挿入する肛門性交、男性器を口腔に挿入する口腔性交まで処罰対象となった他、被害者もそれまでは女性に限定されていたものが男性も被害者になるなど条文の形が大きく変わった<sup>11</sup>。その条文が（表4）及び（表5）であり、現在〔令和5（2023）年4月当時〕の刑法における性犯罪処罰規定となっている。

表2

明治40（1907）年～
<p>第百七十六條            十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ</p>
<p>（内閣官報局『明治四十年 法令全書』98-99頁を基に作成）</p>

表3

<p>第百七十七條            暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ</p>
<p>第百七十八條            人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ</p>
<p>（内閣官報局『明治四十年 法令全書』98-99頁を基に作成）</p>

表4

平成29（2017）年～現在
<p>第176条（強制わいせつ）            十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>
<p>第177条（強制性交等）            十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。</p>

表5

<p>第178条（準強制わいせつ及び準強制性交等）            1 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。            2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。</p>
<p>（国立印刷局『法令全書 平成二十九年六月号』273-274頁を基に作成）</p>

3. 強姦罪・強制性交等罪と構成要件<sup>12</sup>

平成29（2017）年の刑法改正の中で議論はされたものの、依然として条文の中に同じ形で残り問題となっていたものが、

<sup>7</sup> 性犯罪処罰規定の歴史の分析や研究方法については、牧野雅子『刑事司法とジェンダー』（インパクト出版会、2013年）を参考にした。

<sup>8</sup> 山中永之祐 監修『日本現代法史論——近代から現代へ——』147頁〔執筆担当：田中亜紀子〕（法律文化社、2010年）。

<sup>9</sup> 同上、148頁。

<sup>10</sup> 大谷實『刑法講義各論〔新版第5版〕』119頁（成文堂、2019年）など。

<sup>11</sup> 同上、119-120頁、123-125頁など。

<sup>12</sup> 暴行・脅迫の要件に関する議論の全体的な流れや参考文献については、嘉門＝樋口・前掲注（5）4-19頁の解説を基にした。

暴行・脅迫の要件であった<sup>13</sup>。現在〔令和5（2023）年4月当時〕の刑法でも、13歳以上の者に対して強制性交等罪が成立するためには「暴行又は脅迫を用いて」、（性器）性交・肛門性交・口腔性交を行うことが要件とされている（表6）。

この暴行・脅迫の要件については、平成29（2017）年の刑法改正議論より前から、暴行・脅迫が「被害者の反抗を著しく困難にする程度」の暴行・脅迫とされてきたことにより、強姦罪の成立範囲を不当に狭めているなどの指摘があり<sup>14</sup>、裁判例でも「暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難ならしめる程度とはいえない」として被告人を無罪としたものが多数あると指摘されていた<sup>15</sup>（表7など）<sup>16</sup>。

その反面、裁判所は「被害者の反抗を著しく困難にする程度」の暴行・脅迫を必要としつつも、そのレベルの「暴行・脅迫」を絶対的な要件としておらず<sup>17</sup>、強度の暴行・脅迫がない場合でも、被害者の心理状態も含めた様々な事情から判断して、強姦罪の認定をしている裁判例も多いという分析がなされている<sup>18</sup>（表8など）<sup>19</sup>。

この議論については、裁判所は、最高裁判所の「被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」という要件に従いつつも、最高裁判所のその後の判例を基に暴行・脅迫の要件を緩和してきているが、裁判所は強姦罪・強制性交等罪という重い犯罪の成立にあたりその要件を慎重に考えなければならず、またフリージング（凍り付いた状態）で反抗できなかった場合などの性犯罪被害者の心情については、その知見や認識を深めてはいるものの、そうした知見が全ての裁判所で共有されるに至っていない可能性があるとして実務家が分析している<sup>20</sup>。

つまり裁判所は、強姦罪・強制性交等罪の要件について、「被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」という設定の存在を意識しつつも、被害者の様々な事情を考えて強姦罪・強制性交等罪が成立するかを判断しているが、性犯

表6

強制性交等罪の構成要件
①13歳以上の者に対し、
②暴行又は脅迫を用いて、
③性交、肛門性交又は口腔性交をした
①13歳未満の者に対し、
②性交、肛門性交又は口腔性交をした

表7

広島高等裁判所昭和53年11月20日判決
この事件は、被告人が嘘をついて、知人である被害者を人気のない海岸沿いの広場に連れ出し、恋焦がれている気持ちを伝えたが、被害者が帰らせてほしいと言ったため、この際になんとか性交してしまおうと考え被害者に覆いかぶさり、被害者が泣き出し「やめてくれ、帰らせてくれ」といったにもかかわらず姦淫行為を行った事件。
裁判所は「被告人の姦淫行為は、被害者の任意の応諾に基づいてなされた和姦であるとは到底いえず、被害者があくまで抵抗しようとはしなかったものの、もとより進んで身を許す気持にはならず、困惑しながらある程度拒み難い状態下においてなされたものであることは疑いないといえる。」としながらも「押し倒し、衣服を引きはがすような行動に出て、覆いかぶさるような姿勢となる等のある程度の有形力の行使は、合意による性交の場合でも伴うものである」とし、「被害者の反抗を著しく困難ならしめたうえでなされた」と認めるには足りないものがあるといわざるを得ず、結局その心証を得るまでに至らない。」として被告人を無罪とした。

表8

最高裁判所第二小法廷昭和33年6月6日判決
この事件は、被告人ら3人が、被害者の少女に対して、深夜に人気のない公園などの環境において、帰宅を妨げるための逮捕・監禁にも等しい暴行行為をなし、3人の集団的な威力で脅迫的な態度を暗示して、被害者に対し姦淫行為を行った事件。
裁判所は、暴行・脅迫それ自体を取り上げて観察すると被害者の反抗を著しく困難ならしめる程度のものではなかったとしても、その他の具体的な事情を考えると、加害者らの行為によって被害者は恐怖のあまり反抗不能に陥った状態にあったとし、強姦罪の成立を認めた。

<sup>13</sup> 内田・前掲注（4）8-11頁。

<sup>14</sup> 島岡まな「ジェンダーと現行刑法典」現代刑事法—その理論と実務—第5巻第3号No.47、14-15頁（現代法律出版、2003年）など。

<sup>15</sup> 浅田和茂＝井田良 編『別冊法学セミナー no.250 新基本法コンメンタール 刑法【第2版】】389頁（執筆担当：島岡まな）（日本評論社、2017年）。

<sup>16</sup>（表7）の判例の要約については、拙稿「性犯罪処罰規定の見直しの経緯とその議論—暴行・脅迫の要件を中心に—」・前掲注（1）の8頁において筆者がまとめたものを使用した。

<sup>17</sup> 柑本美和「強姦罪と準強姦罪」女性犯罪研究会 編『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて—』156頁（尚学社、2014年）。

<sup>18</sup> 木村光江「性的自由に対する罪の再検討」田口守一＝井上正仁＝井田良＝橋樑隆幸 編『犯罪の多角的検討』74-76頁（有斐閣、2006年）。辰井聡子『『自由に対する罪』の保護法益—人格に対する罪としての再構成』岩瀬徹＝中森喜彦＝西田典之 編集代表『町野朔先生古稀記念 刑事法・医事法の新たな展開 上巻』418-423頁（信山社、2014年）など。

<sup>19</sup>（表8）の判例の要約については、拙稿「性犯罪処罰規定の見直しの経緯とその議論—暴行・脅迫の要件を中心に—」・前掲注（1）の9頁において筆者がまとめたものを使用した。

<sup>20</sup> 半田靖史「性犯罪における暴行脅迫・抗拒不能要件等に関する裁判例の分析」刑事法ジャーナル第69号30頁（成文堂、2021年）。

罪被害者の心情や動静などの深い理解については、まだ十分に全ての裁判所で共有されていない可能性があることがうかがえる。

こうした議論や背景もあり、法制審議会の出した結論<sup>21</sup>を基に作成され、令和5（2023）年の通常国会に提出された刑法の改正案では、性犯罪被害者の心情等も踏まえ次のような内容の条文となっている（表9）（表10）（表11）<sup>22</sup>。

表9

5. 国会に提出された性犯罪処罰規定
3月14日に閣議決定され、同日に第211回通常国会に提出された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」における、強制わいせつ罪（新名称：不同意わいせつ罪）、強制的性交等罪（新名称：不同意性交等罪）、準強制わいせつ罪・準強制的性交等罪（削除）の条文の内容は次のとおり。
4月21日現在、改正法律案は衆議院で審議中となっている。 (衆議院Webサイトより)

表10

第176条
1 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の懲役刑に処する。
一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれを受けたこと。
二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

表11

第177条
1 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は強姦若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期懲役刑に処する。
2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。
第178条 削除

#### 4. 検討・考察

##### (1) 性犯罪処罰規定の歴史について

現行刑法ができた明治40（1907）年から平成29（2017）年までの間、性犯罪処罰規定の条文はほとんど変わっていない状態であった。平成29（2017）年の刑法改正にてようやく変更があったものの、条文の基本的な形は変わっていないように感じられる。

明治時代は、男女間の関係性や法律で保護すべきものの考え方が現在とは大きく異なっていたことが予想される<sup>23</sup>。また、指摘されているように、現行刑法が制定された明治時代は、女性に選挙権・被選挙権がなかったため、男性によって選ばれた男性のみの国会議員によって性犯罪処罰規定は制定されている<sup>24</sup>。

よって100年以上前に、現代とは異なる価値観や考え方で、片方の性別のみによって制定された性犯罪処罰規定の形が、ほとんど変わらずに現在でも残っているのであれば、一度大きな改革を行う必要性は十分にあると考えられる。

##### (2) 性犯罪処罰規定の新しい要件について

新しい性犯罪処罰規定の案では、被害者が同意していない状況・自由な意思決定が困難と考えられる状況を示し要件と

<sup>21</sup> 法制審議会第197回会議（令和5年2月17日開催）における「要綱（骨子）案」[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044\\_001.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_001.html)（2024年1月2日最終閲覧）。

<sup>22</sup> 衆議院 Web サイト「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21109058.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21109058.htm)（2024年1月1日最終閲覧）。なお、準強制わいせつ罪及び準強制的性交等罪は、第176条及び第177条に吸収されたため削除された。

<sup>23</sup> 岩井宜子「序——性犯罪規定の見直しに向けて——」女性犯罪研究会編『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて』5頁（尚学社、2014年）など。

<sup>24</sup> 後藤弘子「最高裁判所の無罪判例の分析と問題提起——なぜ性犯罪無罪判決を歓迎できないのか」大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』105頁（信山社、2014年）など。

するなど、被害者の置かれた状態に着目した要件となっている<sup>25</sup>。

暴行・脅迫の要件に関する議論では、被害者が不同意であることのみを要件とすべきという議論も存在したが、被害者の内心のみを要件とすることはどのような場合に処罰されるのかが明確といえないため、被害者の置かれた状態に着目した要件となっている<sup>26</sup>。

相手の意思に反した性行為が処罰されることについては筆者も反対意見はないが、被害者が不同意であったということのみで強姦罪・強制性交等罪を成立させることはやはり難しいと考えられる。こうした性犯罪被害に関する研究を行っている際には、どうしても被害者の側からの視点となってしまうがちであるが、無実の人間に犯罪者のレッテルを貼り刑罰を科す冤罪は、刑事司法制度の中でも最もあってはならないことである。

この点、法制審議会の総会でも指摘がなされているとおり<sup>27</sup>、「八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。」がやや明確性に疑問があるように感じられるものの、今回の性犯罪処罰規定の改正案では、被害者の内心のみを要件とせず、被害者が性行為に同意していない状況・自由な意思決定が困難と考えられる状況を条文の中で明確に規定しているため、刑法の明確性を守りつつ、これまで処罰することが難しかった加害者に対しても、適切な処罰を実現できるものであると考えられる。

### (3) 被害者救済のために必要なこと

最後に、本報告では性犯罪処罰規定の歴史や構成要件の議論を中心にみてきたが、調査・研究を進めるうえで性犯罪の加害者を適切に処罰し被害者を救うために必要であると考えたことを述べて終わりたい<sup>28</sup>。

被害者が同意していなかった性行為について、裁判所が広く性犯罪として認定する場合でも、刑事裁判は刑事司法手続の中ではかなり後半であるため、そこにいきつまでの被害者の警察への訴え出、警察の受理、検察官による起訴というプロセスが重要なカギを握っていると考えられる。ここで被害者の周りにはいる人達や捜査機関の人々が、性犯罪被害についての理解が十分でなく、被害者が訴え出ることを妨げるような言動を行った場合、条文を改正したり刑事裁判で広く性犯罪を認定するなどしても、加害者への適切な処罰と被害者救済の実現は難しいように思われる。例えば性犯罪の被害者が勇気を出して周囲の人に相談したところ、警察に訴え出ないよう助言したり、更には被害者本人が自分にも落ち度があると考えて被害を訴え出ない事例が実際に存在する<sup>29</sup>。

この課題を解決するためには、性犯罪に関する正しい知見・認識が社会に浸透することが重要であるが、そういった知見・認識を広めることは容易ではない。そこで重要となってくるのが、刑法の改正という大きな出来事に付随する社会での議論であると考えられる。我が国において憲法の次に重要な法である法律、その中でも国民に与える影響の大きい刑法の改正は重大な出来事である。よって、この刑法の改正に伴い、刑事司法機関では周知徹底や研修が行われると考えられ、更に新聞やテレビの他、SNS等でも広く取り上げられるため、国民が、性犯罪処罰規定や性犯罪の実情について詳しく

<sup>25</sup> 法制審議会「第197回会議 議事録」7-8頁〔井田会長発言〕(2023年2月17日) <https://www.moj.go.jp/content/001393982.pdf> (2024年1月3日最終閲覧)。

<sup>26</sup> 同上、7-8頁。

<sup>27</sup> 法制審議会「第197回会議 議事録」10頁〔毛利委員発言〕(2023年2月17日) <https://www.moj.go.jp/content/001393982.pdf> (2024年1月3日最終閲覧)。

<sup>28</sup> この考察を行うにあたっては、和田俊憲「第3講 刑法は個人の尊厳を守るか—性刑法の改正議論を題材に」東京大学法学部「現代と法」委員会 編『まだ、法学を知らない君へ—未来をひらく13講』53-70頁(有斐閣、2022年)を使用した。

<sup>29</sup> 辻龍雄「性暴力被害者の支援における課題(第1報)～法的制裁の課題～」日本セーフティプロモーション学会誌第5巻1号22-24頁(日本セーフティプロモーション学会、2012年)の事例など。

知るチャンスとなることが予想される。

また、行動範囲が広くなり、一人暮らしをスタートさせるなど、性犯罪のリスクが高くなる大学生に対して、性犯罪の加害者化防止・被害者化防止のための教育を大学が行うことで、防げる性犯罪も多くあると考えられる。こうした面からも大学が性犯罪防止に貢献できる可能性は大きいように思われる。

## 5. まとめ

性犯罪処罰規定の歴史から見ても、現代の考え方を取り入れた性犯罪処罰規定の制定は必要であると考えられる。ただ、それは一方の考え方に偏ることなく、法の大原則を守ったものにする必要がある。そうした点から見ても、今回、法制審議会から答申され、国会に提出された性犯罪処罰規定の案は、法の明確性を守りつつ、性犯罪の加害者を適切に処罰し被害者の救うものとなっているように感じられる。

しかしながら、最も重要な点は刑法の条文の改正だけで終わるのではなく、国民のあらゆる層で性犯罪に対する正しい理解が進むことにあるように思われる。今回の性犯罪処罰規定の改正によって、性犯罪に対する議論が活発に行われ、国民のあらゆる層が性犯罪の実情について正しく理解するチャンスとなることが期待される。

## 6. 追記

今回の報告で取り扱った性犯罪処罰規定の改正案が入った「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」は、令和5（2023）年3月14日に第211回通常国会に提出され、附則を加える一部修正が行われた後に、令和5（2023）年6月16日に可決成立し、令和5（2023）年6月23日に公布、令和5（2023）年7月13日に施行された<sup>30</sup>。

2023年から2024年1月の現在まで、日本版DBSの議論などは比較的あるものの、性犯罪に関する議論が活発に行われているとは必ずしも言えない状況にあるように感じられる。あらゆる層での性犯罪に対する正しい理解が進み、少しでも社会の安全に寄与できるように、今後も性犯罪に関する研究を積極的に進め、活発な議論の手助けとなるように研究発表を行っていききたい。

※本稿の議論の詳細につきましては、日本セーフティプロモーション学会<sup>31</sup>の発行する学会誌「日本セーフティプロモーション学会誌」の第16巻第1号（2023年4月発行）に掲載されている拙稿「性犯罪処罰規定の見直しの経緯とその議論——暴行・脅迫の要件を中心に——」をご覧ください。

<sup>30</sup> 法務省 Web サイト「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」[https://www.moj.go.jp/keijil/keijil2\\_00198.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keijil2_00198.html)（2024年1月4日最終閲覧）。

<sup>31</sup> 日本セーフティプロモーション学会 Web サイト <http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/index.html>（2024年1月4日最終閲覧）。